

事業分担金

町で設置する浄化槽本体の工事費の一部として、事業分担金を申請者に負担していただきます。負担金額は、次の金額を限度額とした工事費用の1割です。限度額を超えた分は全額申請者の負担となります。

人 槽	限 度 額	町負担の上限
5人槽	837,000円	753,300円
7人槽	1,043,000円	938,700円
10人槽	1,375,000円	1,237,500円

(例) 5人槽で浄化槽の本体工事費用が850,000円であった場合の申請者負担額

限度額837,000円×10% + (850,000円－限度額837,000円) = 96,700円

*平成20年度において、工事費が限度額を超えた件数は0件です。

浄化槽の決め方

一般住宅用の浄化槽は、処理能力によって5人槽・7人槽・10人槽に区分されていて、原則的には住宅の延床面積によって人槽が決まります。

一般住宅の浄化槽人槽算定

住宅延床面積	人 槽	1日当たり処理水量
160㎡まで	5人槽	1.0㎡
160㎡を超えるもの	7人槽	1.4㎡
2世帯住宅 (延床面積に関わらず) 浴室・台所が2つあり、 実際に独立した生活が 送られている住宅	10人槽	2.0㎡

浄化槽使用料

浄化槽の使用開始後は、保守点検や消毒薬品の補充、汚泥の引き抜き、清掃、法定検査など、法律で義務付けられた維持管理を町が行います。それらにかかる費用を浄化槽使用料として、条例に基づき右表のとおり毎月町に納めていただきます。

区 分		1カ月当たり	備 考
専用住宅	基本料金	1戸当たり1,890円	
	人数割り	1人当たり 630円	
併用住宅	基本料金	1戸当たり1,890円	
	人数割り	1人当たり 630円	世帯員+従業員
集会所	定 額	1,890円	

(例) 専用住宅で4人家族の場合の毎月使用料金
基本料金1,890円+630円×4人=4,410円

浄化槽設置整備事業

(個人設置型)

事業内容

浄化槽の設置から維持管理まで個人が主体となつて行う「個人設置型」の浄化槽に対して、町が補助金を交付する事業です。

事業の対象地区

農業集落排水の計画区域が対象となります。対象地区は次の地区の一部もしくは全部です。

〔西仲、東仲、内深田、興野々、小倉、小西野々、小松、下大野、広見〕

補助金額 (平成21年度)

浄化槽区分	新築住宅	改築住宅
5人槽	166,000円	235,000円
7人槽	207,000円	293,000円
10人槽	274,000円	389,000円

注 意 点
・浄化槽の本体工事は、入札により町が行いますので、個人で浄化槽を設置した後での申請は受理できません。

・工事希望開始日の1カ月前には申請書を提出してください。
・平成21年度の受付は平成22年1月末日までを目途としています。